

指定管理者候補者の選定について

[静岡県立水泳場、静岡県富士水泳場、静岡県武道館]

スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

1 趣旨

(1) 指定管理者制度の概要

平成15年9月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

(2) 指定管理者制度による管理運営

県では、静岡県立水泳場、静岡県富士水泳場及び静岡県武道館の管理について、平成15年6月の地方自治法の改正趣旨を踏まえ、平成17年度から指定管理者制度を導入しました。

このたび、令和4年度末をもって、現在の指定期間が満了となることから、利用者の安全確保を最優先とした管理を行うとともに、設置目的である競技力の向上及び指導者の養成並びに県民の健康増進及びスポーツの振興の拠点施設として、その効用を十分発揮するため、施設の管理運営を行う指定管理者の募集を行いました。

2 施設の概要

施設名称		静岡県立水泳場	静岡県富士水泳場	静岡県武道館
設置目的		<ul style="list-style-type: none"> ・競技力の向上及び指導者の養成を図る。 ・県民の健康増進とスポーツの振興に寄与する。 		
供用開始		平成2年8月	平成14年5月	平成14年5月
所在地		静岡市葵区西ヶ谷 静岡市西ヶ谷総合運動場内	富士市大淵 富士総合運動公園内	藤枝市前島
面積	敷地面積	17,400㎡	21,306㎡	16,971㎡
	延床面積	11,442㎡	13,278㎡	12,914㎡
施設概要		<ul style="list-style-type: none"> ・50m公認プール 50.02×25.01m 9コース ・飛込公認プール 22.01×25.01m ・観客席2,744席 (うち常設1,944席) ・トレーニング室 	<ul style="list-style-type: none"> ・50m公認プール 50.02×25.51m 10コース 可動床：水深0～3m 可動壁：2分割可能 ・飛込公認プール 25×25m 可動床：水深0～5m ・観客席3,031席 (うち常設2,011席) ・トレーニング室 	<ul style="list-style-type: none"> ・大道場 柔剣道6面 観客席2,040席 ・第一、第二道場 柔剣道各2面 観客席各200席 ・弓道場 近的12人立 観客席105席 ・相撲場 競技用1面 観客席110席 ・トレーニング室 ・会議室
利用人数 (令和3年度)		89,089人	151,649人	98,829人
現指定管理者		静岡県スポーツ協会グループ	静岡県富士水泳場 マネジメントグループ	静岡県スポーツ協会グループ
令和5年度 指定管理料		166,200千円	206,095千円	89,100千円

3 指定管理者の募集

募 集 方 法		公募																																		
募 集 期 間		(募集要項配布) 令和4年8月31日～令和4年9月6日 (申請受付) 令和4年9月29日～令和4年10月4日																																		
募 集 内 容	事業計画書の提出	指定管理者募集要項に基づき、管理運営内容や県が支払う指定管理料の提案を事業計画書として提出する。																																		
	管 理 運 営 方 針	競技力の向上及び指導者の養成を図るとともに、県民の健康増進とスポーツの振興に寄与するという施設の設置理念に基づき管理運営を行う。																																		
	指 定 の 基 準	<p>県は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p>																																		
	業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理運営 ・スポーツ行事等の企画及び実施 ・県民の健康増進やスポーツ振興に関する情報収集及び提供 ・その他設置目的を達成するために必要な業務 																																		
	指 定 期 間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）																																		
	県 が 支 払 う 指 定 管 理 料	<p>申請者の提案に基づき支払う。 (提案上限額) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立水泳場</td> <td>166,200</td> <td>166,400</td> <td>166,200</td> <td>166,200</td> <td>166,400</td> <td>831,400</td> </tr> <tr> <td>富士水泳場</td> <td>206,095</td> <td>206,095</td> <td>206,095</td> <td>206,095</td> <td>206,095</td> <td>1,030,475</td> </tr> <tr> <td>県武道館</td> <td>89,100</td> <td>89,400</td> <td>89,100</td> <td>89,100</td> <td>89,400</td> <td>446,100</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	R5	R6	R7	R8	R9	計	県立水泳場	166,200	166,400	166,200	166,200	166,400	831,400	富士水泳場	206,095	206,095	206,095	206,095	206,095	1,030,475	県武道館	89,100	89,400	89,100	89,100	89,400	446,100
	区 分	R5	R6	R7	R8	R9	計																													
県立水泳場	166,200	166,400	166,200	166,200	166,400	831,400																														
富士水泳場	206,095	206,095	206,095	206,095	206,095	1,030,475																														
県武道館	89,100	89,400	89,100	89,100	89,400	446,100																														
利 用 料 金 制	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制とする。（利用料金制とは、指定管理者が利用料金を自らの収入として収受できるもので、利用料金の額は、指定管理者が知事の承認を得て定める） ・指定管理者は、県が定める基準に該当すると認めるときは利用料金を減免しなければならない。 																																			

4 指定管理者選定委員会

選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、経済、危機管理、建築関係の有識者等からなる指定管理者選定委員会を設置する。 ・選定委員会において、書類選考、プレゼンテーション、ヒアリングにより施設ごとに優秀者1者を選定する。 		
指定管理者選定委員会委員	氏名	所属・役職	
	佐藤 克昭	佐藤経済研究所 所長	
	川口 良子	デザイン・アープ 代表	
	小菅 司	日本スポーツ施設協会 専務理事	
	北條 龍治	日本プール安全管理振興協会 理事長	
	竹田 利恵子	静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	
	杉山 金吾	静岡県障害者スポーツ協会 専務理事兼事務局長	
	鈴木 学	静岡県スポーツ・文化観光部理事兼スポーツ局長	
	選定項目及び配点	区分	評価項目
団体の概要		団体の経営状況、事業実績	15
		類似施設の管理運営実績	
		指定管理者に応募する理由	
経営管理		管理経費縮減の方策	15
		利用料金の設定	
		指定管理料の金額	
管理運営体制		管理運営の基本方針	25
		管理・運営体制	
		運営スタッフの配置	
		技術スタッフの配置	
		職員の研修計画	
利用者サービスの向上		地域・利用団体等との連携	25
		自主事業の計画	
		利用者増に向けた方策	
		利用者意見の反映とセルフモニタリング	
		利用者の平等利用の確保	
	障害者スポーツに関する取組		
	総合型地域スポーツクラブ普及支援		
危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応	20	
	事故防止の取組み及び発生時の対応		
	個人情報の保護措置		
期間評価による加点	現指定管理者への評価	10	
計		110	

5 指定管理者候補者の選定

(1) 静岡県立水泳場

ア 選定経過

申請者	団体名		主たる事業所の所在地	
	静岡県スポーツ協会グループ		静岡市	
選定経過	時期	内容		
	令和4年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次審査（書類選考） ・第2次審査対象者の選定（1者） 		
評価点	令和4年10月17日	指定管理者選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング） ・優秀者1者の選定 		
	項目	配点	静岡県スポーツ協会グループ	
	団体の概要	15	13.3	
	経営管理	15	13.2	
	管理運営体制	25	19.4	
	利用者サービスの向上	25	20.0	
	危機管理体制等	20	15.4	
	期間評価による加点	10	5.0	
計	110	86.3		

イ 指定管理者候補者

指定管理者候補者	静岡県スポーツ協会グループ 代表団体 公益財団法人静岡県スポーツ協会 構成団体① 一般社団法人静岡県水泳連盟 構成団体② 株式会社トーリツ 構成団体③ 静鉄プロパティマネジメント株式会社		
団体の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人静岡県スポーツ協会 静岡県内の競技力向上及びスポーツ指導者養成、スポーツの普及振興に関する事業を中心に活動 ・一般社団法人静岡県水泳連盟 静岡県内の水泳技能の向上を図るため、大会の開催、選手強化、水上安全、水泳普及の講習会、研修会、教室を開催 ・株式会社トーリツ 建物総合管理業務・各種清掃業務の業務を中心に全国的に活動 ・静鉄プロパティマネジメント株式会社 商業施設等の運営・管理の他、指定管理による公共施設の運営管理を静岡県内中心に活動 		
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ効果が高い照明計画の策定、実施 ・利用者増加に向け、新規イベント企画や広報等、プロモーションの強化 ・自主事業の充足率の上昇 ・IoTを利用した維持管理の実施による省力化 ・イベント等での障害者スポーツの普及推進 		
県が支払う委託料の提示額	令和5年度	166,200千円	
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿った事業計画であること ・施設の状況を的確に把握した事業計画であること ・安全で安心して利用できる施設管理体制であること ・施設の管理運営実績が良好であること 		

(2) 静岡県富士水泳場

ア 選定経過

申請者	団体名		主たる事業所の所在地	
	静岡県富士水泳場マネジメントグループ		静岡市	
選定経過	時期		内容	
	令和4年10月5日		<ul style="list-style-type: none"> ・第1次審査（書類選考） ・第2次審査対象者の選定（1者） 	
	令和4年10月17日		指定管理者選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング） ・優秀者1者の選定 	
評価点	項目		配点	静岡県富士水泳場マネジメントグループ
	団体の概要		15	13.9
	経営管理		15	13.1
	管理運営体制		25	19.9
	利用者サービスの向上		25	18.7
	危機管理体制等		20	14.7
	期間評価による加点		10	10.0
	計		110	90.3

イ 指定管理者候補者

指定管理者候補者	静岡県富士水泳場マネジメントグループ 代表団体 静岡ビル保善株式会社 構成団体① シンコーススポーツ株式会社 構成団体② 一般社団法人静岡県水泳連盟		
団体の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡ビル保善株式会社 主に静岡県内において、建築物・工作物の維持管理・警備・清掃・指定管理業務を中心に活動 ・シンコーススポーツ株式会社 全国でプールやトレーニング室等のスポーツ施設の管理や介護予防事業、指定管理事業を中心に活動 ・一般社団法人静岡県水泳連盟 静岡県内の水泳技能の向上を図るため、大会の開催、選手強化、水上安全、水泳普及の講習会、研修会、教室を開催 		
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・団体や企業、地域との連携強化による施設目標の達成 ・収益還元策の実施 ・外部監査等のチェック体制による厳格な管理運営の実施 ・無料バスの運行、会員制度の継続 ・現指定管理者としての維持管理実績によるノウハウの蓄積 ・障害者向けの教室実施、イベント等による障害者スポーツの普及推進 		
県が支払う委託料の提示額	令和5年度	206,095千円	
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿った事業計画であること ・施設特性を活かした自主事業計画であること ・安全で安心して利用できる施設管理体制であること ・施設の管理運営実績が良好であること 		

(3) 静岡県武道館
ア 選定経過

申請者	団体名		主たる事業所の所在地	
	静岡県スポーツ協会グループ		静岡市	
選定経過	時期	内容		
	令和4年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次審査（書類選考） ・第2次審査対象者の選定（1者） 		
評価点	令和4年10月17日	指定管理者選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング） ・優秀者1者の選定 		
	項目	配点	静岡県スポーツ協会グループ	
	団体の概要	15	13.6	
	経営管理	15	13.1	
	管理運営体制	25	19.3	
	利用者サービスの向上	25	19.4	
	危機管理体制等	20	16.0	
	期間評価による加点	10	5.0	
計	110	86.4		

イ 指定管理者候補者

指定管理者候補者	静岡県スポーツ協会グループ 代表団体 公益財団法人静岡県スポーツ協会 構成団体① 静岡県武道協議会 構成団体② 株式会社トーリツ 構成団体③ 静鉄プロパティマネジメント株式会社		
団体の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人静岡県スポーツ協会 静岡県内の競技力向上及びスポーツ指導者養成、スポーツの普及振興に関する事業を中心に活動 ・静岡県武道協議会 静岡県内の武道の普及振興のため、大会の主催、講習会、研修会等の事業を中心に活動 ・株式会社トーリツ 建物総合管理業務・各種清掃業務の業務を中心に全国的に活動 ・静鉄プロパティマネジメント株式会社 商業施設等の運営・管理の他、指定管理による公共施設の運営管理を静岡県内中心に活動 		
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ効果が高い照明計画の策定、実施 ・利用者増加に向け、新規イベント企画や広報等、プロモーションの強化 ・自主事業の充足率の上昇、有料イベントの実施による利用料収入の増加 ・IoTを利用した維持管理の実施による省力化 ・イベント等での障害者スポーツの普及推進 		
県が支払う委託料の提示額	令和5年度	89,100千円	
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿った事業計画であること ・効率的な管理運営について提案されていること ・安全で安心して利用できる施設管理体制であること ・施設の管理運営実績が良好であること 		